

第23回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年8月11日（水）
午後4時00分から
場所 議員協議会室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 松本圏域及び市内の感染状況等について
- (2) 感染警戒レベル5の対応方針（案）について
- (3) 各部局からの報告

4 その他

5 閉会

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
3. 8. 11
指揮本部

松本圏域及び市内の感染状況等について

1 市内の感染状況

松本市内における直近1週間（8月4日から10日）の人口10万人当たりの新規陽性者数は27.35人（陽性者66人）で、感染の拡大が顕著となっています。この増加要因としては、7月の4連休以降、帰省を含む県外との往来により、県外で感染し、市内で発症する方が増加し、これらの陽性者から同居家族、職場内、知人との会食などの日常の生活場面において、感染が拡大している状況と推定されます。デルタ株の感染力の強さを反映し、濃厚接触者や接触者の感染者は急増し、現状では、小グループの感染が頻発している状況ですが、今後、集団感染に結び付くと、さらに感染が拡大していく恐れがあります。

年齢構成では、20代から50代までの陽性者が多く、高齢者が低い割合となっていますが、40代、50代においては、経過中に中等症となり入院や転院となるケースが増えており、引き続き50代以下の感染対策も重要です。

2 入院医療体制

中信地区における8月9日現在の病床ひっ迫度は22.5%、市立病院の病床利用率は75%となり増加してきています。入院患者数が増加してきている現状を踏まえ、市立病院をはじめとする松本圏域の医療機関では連携し入院受け入れなど最大限の努力をいただく中で、現状では、入院調整は可能な状態ですが、今後の患者数増加によっては患者発生時の診察・検査や入院などの医療提供体制がひっ迫するおそれがあります。実際に、患者増加に伴い、患者発生時の振り分け診察などの調整が困難な日が増加しています。

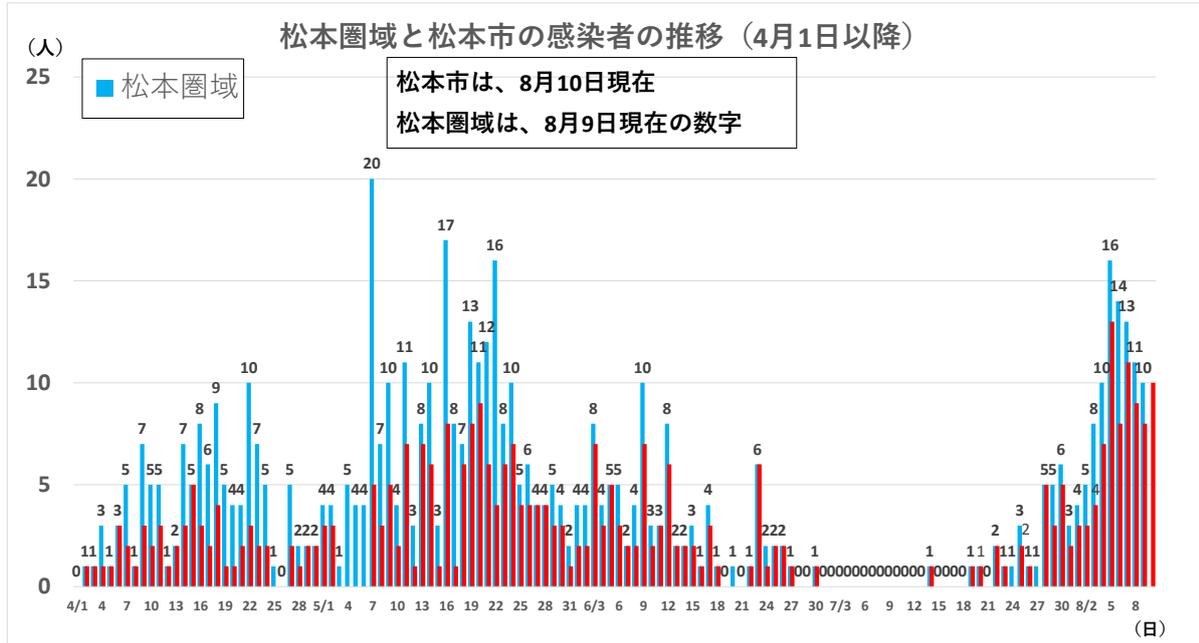
3 感染拡大防止に向けて

国内第5波の影響をうけた市内の感染拡大は、県外の往来などの人の動きによる感染をきっかけに、通常的生活場面で感染が拡大してきている状況を踏まえると、夏休みやお盆などの帰省を含む人の動きにより、お盆明け以降、現状以上に陽性者が増え、感染拡大が加速する懸念があります。

今後、新型コロナウイルス感染症に感染した方に必要な医療を提供するとともに、重症化を防ぎいのちを守るためにも、当面の帰省を含む県外との往来は、より慎重に判断いただくとともに、市民の一人ひとりが新型コロナウイルス感染症対策の重要性を再認識し、感染予防のための行動の徹底が重要です。

1 県と市の感染者状況

※松本圏域の感染者数は、松本市の感染者を含む

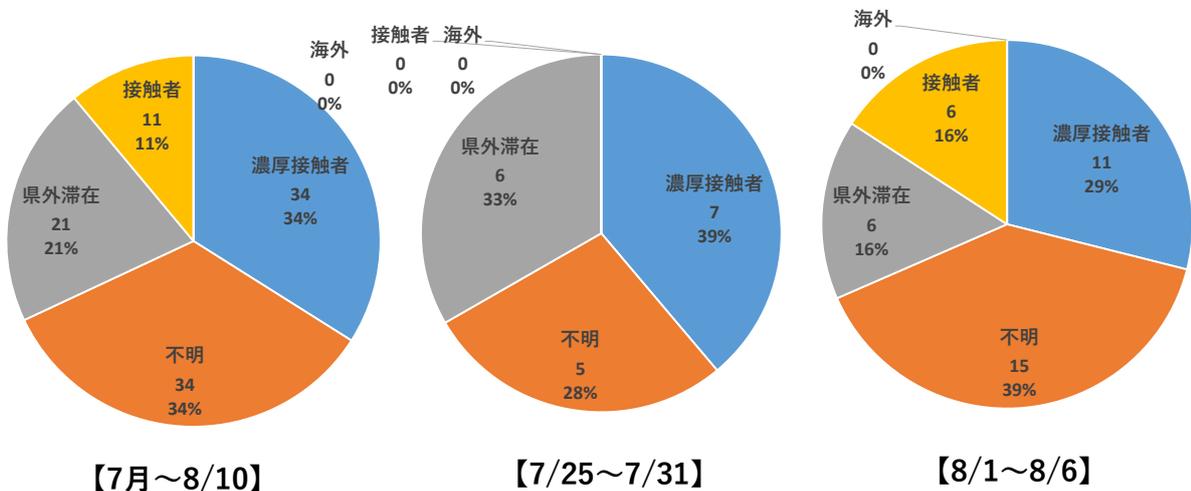


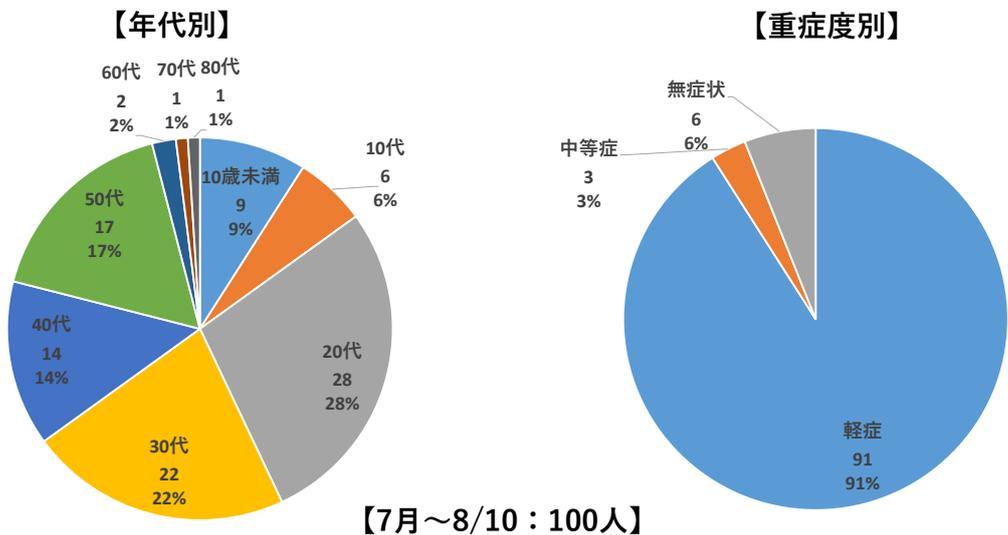
新規感染者数 松本圏域 558人 直近1週間（8/3～8/9）82人
 （4/1～）内 松本市 346人 直近1週間（8/4～8/10）66人 10万人あたり 27.35人

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準				
直近1週間の人口10万人 当たりの新規陽性者数	Level2 の基準値	Level3 の基準値	Level4 の基準値	Level5 の基準値
基準（人）	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本圏域	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	13人	25人	49人

2 陽性者の属性

【感染経路別】





3 病床利用の状況

		7月19日	7月26日	8月2日	8月9日	最大値
1	長野県 (実質病床使用率)	4.7%	10.2%	23.5%	36.9%	62.3% (1/17)
2	中信地区 (病床逼迫度)	1.6%	3.1%	8.5%	22.5%	86.1% (1/17)
3	市立病院 (病床利用率)	12.5% (16床)	43.8% (16床)	62.5% (16床)	75.0% (16床)	116% (1/8, 13)

4 L452Rスクリーニングの状況 (6/8から)

判明日	陽性者数	検査数	陽性数 (陽性率)	陰性数	判定不能数
6月8日から6月30日	43	31	0 (0%)	30	1
7月1日から7月25日	8	8	3 (37.5%)	5	0
7月26日から8月1日	19	19	6 (31.6%)	13	0
8月2日から8月8日	64	41 ※	16 (39.0%)	7	
累計	134	99	25 (25.3%)	55	1

※41検体中 18検体は、検査中

感染警戒レベル5の対応方針について

本日、長野県が松本市、塩尻市及び安曇野市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出したことから、松本市の状況及び県の対応を踏まえ、8月12日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状と対応方針

- (1) 新規陽性者の年齢構成は、20代から50代までが多く、重症化リスクが高い傾向があるとされる高齢者は低い割合となっていますが、今後、一定水準まで感染者が増加すれば、診察・検査や入院などの医療提供体制がひっ迫するおそれがあります。
- (2) また、夏休みやお盆などの帰省を含む人の動きにより、お盆明け以降、現状以上に陽性者が増え、感染拡大が加速する懸念があります。
- (3) そこで、松本市は、現在の「警戒期」を、当面の間「特別警戒期」として位置付け、引き続き感染防止対策を徹底した上で、各種事業を実施することを基本とします。

2 長野県の方針及び対策

別紙1のとおり

※ 県の対策のうち、酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間短縮等の協力要請については、市として協力します。

3 市の取組み

- (1) 緊急事態宣言対象地域等との往来者へのPCR検査
感染者の早期発見を図ることを目的に、帰省などで緊急事態宣言対象地域との往来があり、検査を希望する市民等を対象に、8月16日(月)から18日(水)にかけて無料でPCR検査を実施します。(別紙2のとおり)
- (2) 市が関わるイベント等の開催
業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底のほか、これまで予定していた実施方法の見直しや、さらなる感染防止対策を検討します。
なお、感染防止対策を講じても感染リスクが高いイベント等は、中止又は延期とします。
- (3) 市の事務事業及び市有施設の貸館業務
引き続き感染防止対策を徹底した上で、実施・運営することとします。
なお、感染防止対策を講じても感染リスクが高いものは、中止又は延期とします。

4 市民・事業者に対する呼びかけ

今後のデルタ株による急激な感染拡大を防ぐためのお願いとして、別紙3のとおり引き続き呼びかけます。

松本市、塩尻市及び安曇野市の感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年8月(11)日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

- 松本圏域における直近1週間(8月4日～10日)の新規陽性者数は100人、人口10万人あたりでは23.58人で、前週と比較して2.4倍と激増しています。
- 感染経路不明者や県外往来歴のある陽性者から感染が拡大する事例が後を絶たず、今後のさらなる感染の拡大が懸念されます。
- 全県の確保病床に対する入院者の割合が25%を超えたことから、8月6日には全県に「医療警報」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル5相当となった松本圏域のうち、感染の拡大が顕著な市及び感染が広がるおそれがある市(以下「該当市」)について、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出(本日から8月24日まで。)します。

該当市
松本市、塩尻市、安曇野市

3 デルタ株対策の心得

デルタ株が全国的に猛威を振るっています。感染力の強さや重症化しやすさが指摘されているデルタ株に感染しない・させないために、「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用(不織布マスクを推奨)
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気(屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開)
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒
- ワクチン接種済みの方も上記の対策を

4 該当市における県としての対策

(1) 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いします(特措法第24条第9項)
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意ください。)
- 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
- 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。

- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第 24 条第 9 項）
 - 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う 5 人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
 - できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。
- ③ 20 時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、1 グループは同居家族又は 4 人以内とし、利用する時間は 2 時間以内とするようお願いします
- ④ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑤ 信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします（特措法第 24 条第 9 項）
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第 24 条第 9 項）。また、③及び④についてもご協力をお願いします。

（2）事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第 24 条第 9 項）
 - 入場者数の制限（人と人との距離を概ね 2 メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします
- ③ イベントの開催は慎重に検討してください（特措法第 24 条第 9 項）
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ④ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【営業時間短縮等の協力要請】

⑧ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（特措法第24条第9項）

- 第5波になって以降、飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ないことは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
- 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しており、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。（マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、仕切られた空間に大人数が密集する 等）
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行います。

【要請期間】 8月14日から8月24日まで

【対象地域】 松本市、塩尻市、安曇野市

【要請内容】

種 類	区 分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

該当市にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は「この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）」にもご留意ください。

（3） 子どもへの対策

① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します

- 感染リスクの高い学習活動の中止
- 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期

- 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 特に、夏季休業期間中は、真に必要な場合以外は、学習活動、学校行事、部活動等
は行いません
- ③ 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を
要請します
- ④ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講
じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要
請します

(4) 県が実施する対策

- ① 県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します。
(詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。)
- 【全体】
- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5万円/日）※中小企業の場合
- 【信州の安心なお店認証店（特例）】
- 既に認証されている事業者様
20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始
日に選択していただく（要請期間中に変更することはできません）
 - 要請期間中に新たに認証された事業者様
認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日：20時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく
- ② 地域経済を活性化するために該当市が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出
します
 - ③ 陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぐため、
 - 積極的疫学調査によるPCR検査等を広範に実施します
 - 感染状況に応じた集中的な検査を検討します
 - ④ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、該当
市に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します
 - ⑤ 県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内
での従事職員数を概ね5割削減します

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましよう。

市長記者会見資料

3. 8. 10

健康福祉部

緊急事態宣言対象地域等との往来者へのPCR検査について

1 趣旨

全国的に新規感染者が急増していることから、感染者の早期発見を図るために、帰省などで緊急事態宣言対象地域等との往来があり、希望する方を対象に期間限定の予約制により、無料でPCR検査を実施します。

2 事業概要

(1) 対象者

ア 市内に住所等を有するもの（実家や居所でも可）

イ 検査日前2週間以内に、緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置地域との往来があること

(2) 検査日時 8月16日（月）・17日（火）・18日（水） 10時～12時

(3) 検査場所 アルピコプラザ6階

(4) 予約方法 WEB又はFAXによる事前予約

(5) 検査方法 PCR検査（唾液）

(6) 検査件数 100件/日（先着順）

(7) その他 陽性の際には医療機関を受診する旨の誓約書を提出

3 今後のスケジュール

	スケジュール
予約	8月12日（木）～16日（月）採取日の前々日まで （なお8月16日分は8月13日締切）
検体採取	8月16日（月）・17日（火）・18日（水）
結果	検体採取翌日

4 検査結果について

(1) 陽性の場合 医療機関への受診を促す。

(2) 陰性の場合 連絡はせず、採取日の翌日から起算し、3日以内に連絡がない場合には、陰性と判断する。

緊急事態宣言対象地域等との往来者へのPCR検査

▶ 検査対象者

- ◆市内に住所等ある方（実家も可）
- ◆検査日前2週間以内に緊急事態宣言対象地域等との往来があった方
- ◆発熱等症状のない方

▶ 検査内容

- ◆検査日 8月16日(月)～18日(水)
- ◆検査方法 唾液PCR検査
- ◆検査件数 100件/日（先着順）
- ◆検査場所 アルピコプラザ6階
- ◆予約方法 WEB又はFAX
詳しくは公式HPをご覧ください
- ◆検査費用 無料

▶ スケジュール

8月	日	12	13	14	15	16	17	18	19
	曜	木	金	土	日	月	火	水	木
予約		→							
採取						→			
検査							→		
結果							16日	17日	18日

▶ 検査結果

陰性の場合には連絡しませんが、陽性の場合には医療機関を受診ください。（申込みの際、誓約書の提出をお願いします）

市民や事業者の皆さんへのお願い

長野県は、松本市等の新規陽性者が増加していることを受け、松本市、塩尻市及び安曇野市の感染警戒レベルを8月11日にレベル5へ引き上げました。

新規陽性の年齢構成は、20代から50代までが多く、重症化リスクが高い傾向があるとされる高齢者は低い割合となっていますが、今後、一定水準まで感染者が増加すれば、診察・検査や入院などの医療提供体制がひっ迫するおそれがあります。

また、夏休みやお盆などの帰省を含む人の動きにより、お盆明け以降、現状以上に陽性者が増え、感染拡大が加速する懸念があります。

そこで、松本市は、当面の間「特別警戒期」として位置付け、引き続き感染防止対策を徹底した上で、各種事業を実施することを基本とします。

▶変異株対策として・・・

デルタ株（インド由来）は感染力が強いため、従来なら感染しなかった状況でも感染する場合があります。改めて、個人個人がマスクの着用や三密（密閉、密集、密接）を避けることをはじめとする基本的な感染防止対策を、より徹底してください。

▶県外への訪問や帰省の往来について・・・

県外への訪問は、やむを得ない事情がない限り、慎重に判断してください。また、県外からの帰省等は、事前・事後の体調管理や、感染防止対策を十分とった上で、小規模人数で、分散して行動いただくようお願いいたします。

▶会合、会食は・・・

会合は、三密とならない適正な人数で行うなど、人との接触機会をできるだけ減らしてください。会食は、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」を実践し、普段会わない人との会食は控え、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、「信州の安心なお店」認証店等、感染拡大ガイドラインを遵守した店を利用しましょう。

▶職場や学校では・・・

体調に異変を感じた場合は外出せず、会社や学校など勇気を持ってお休みください。そのうえで早めに医療機関にご相談ください。

▶ワクチンを接種された方も・・・

ワクチンは「発症」を予防する効果は明らかですが、感染そのものを防ぐ効果についてはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が進められている現状では、ワクチンを受けた方も受けない方も共に社会生活を営んでいくことになります。そのために、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

松本市新型コロナウイルス感染症受診相談センター（松本市保健所）
電話番号：0263-47-5670（24時間受付）

セイジ・オザワ 松本フェスティバルの感染症対策について

1 出演者・制作スタッフ

- (1) 出演者及びスタッフのPCR検査の実施（県内に入る前）
松本滞在中も適宜追加実施（最大3日に1回）
- (2) 例年開催しているパーティーの中止（ウェルカム、そば、さよなら）
- (3) リハーサルについては原則非公開（例年出演者の知り合い等をゲストとして鑑賞させていたが今年はシャットアウト）
- (4) 必要最小限としていた楽屋の使用を各ホールの最大数利用として出演者の密を緩和
- (5) オーケストラのメンバーについても例年外国人メンバーが20名以上いるが、必要最小限の3名＋指揮者1名
- (6) 出演者等に感染疑いが生じた際に使用する、感染者対応搬送車の常備（NTPグループ協力）

2 ボランティア

- (1) 体調チェックシートによる体調管理の徹底
- (2) 勤務日当日の抗原検査を実施予定
- (3) 出演者との接触を避けるため楽屋のケータリングサービスは容量の小さいペットボトル飲料の提供のみ
- (4) 観客との接触を避けるためクローク（荷物預かり）中止やチケットもぎりを目視とするなど仕事内容の見直し

3 観客（市民）

- (1) 基本的な感染対策の徹底（マスク着用、手指消毒、検温の実施等）
- (2) CO2センサー（8台）をホワイエ等に設置し、密状態を計測
- (3) 各ホール（キッセイ文化ホール、まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール）
最大換気の実施（約15分で入替）
- (4) 通常20分の休憩時間を30分に変更、トイレ待ち等の密を解消
- (5) 公演中のトイレ清掃・消毒の実施
- (6) 今までOMFでは実施してこなかった影アナウンスを行い、感染症対策徹底の呼びかけ、規制退場（時間差退場）による密の緩和
- (7) 例年オーケストラコンサートやオペラ公演時に実施していたワインサービスの中止

東京2020パラリンピック

フランス選手団松本キャンプ感染症対策の概要について

1 フランス選手団

- (1) 選手団は全員ワクチン接種済み
- (2) 出国前（96時間以内）に2回検査を受検し、入国前14日間の健康モニタリングの提出
- (3) 入国後、空港において検査を受検（検査結果判明まで、指示した待機場所に留まる）
- (4) 全ての選手等・大会関係者は、入国後、毎日PCR検査を実施
- (5) 国内（市内）の移動は専用車両を使用
- (6) 宿泊施設内は、一般客とは別の導線や専用宿泊フロア・食事会場を確保
- (7) 選手団の行動別に記載した感染症対策やPCR検査方法、行動ルールなどを集約した「受入マニュアル」により対応
- (8) 宿泊施設からの外出禁止（公開練習会場除く）
- (9) 一般の方との接触は禁止
- (10) 感染疑い者等発生時の対応については、専用車両（2台）により市内の病院へ搬送して診察・検査、陽性が確定した際には保健所と連携して受入病院等の選定

2 市職員・宿泊施設スタッフ

- (1) 公開練習は、8月16日～24日の各日2時間としており、市民との交流事業は行わない
- (2) 選手に一定の接触がある可能性のある職員は、ワクチン接種済みの職員が対応することとし、原則毎日PCR検査を実施、その他の市職員・宿泊施設スタッフは、必要頻度（4日又は7日に一度）PCR検査を実施
- (3) 従前のおり検温、マスクの着用、消毒液による感染症対策の徹底

3 公開練習見学者（一般市民）

- (1) トラックチームの公開練習場（美鈴湖自転車競技場）の建物へは立入禁止とし、トラック外周（333m/周）の屋外観客席から見学（概ね150人程度）
- (2) 専用テントによる受付を設置し、屋外からの見学・応援だが、屋内体育施設の感染症対策（※1）を講じて入場・見学
- (3) 市職員が受付から誘導してフィジカルディスタンスを確保して見学・応援の徹底

※1 検温、健康チェックシートの記入・回収、マスク着用の徹底、消毒液による感染症対策、声を発しての応援の自粛

(周知事項)

新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて（通知）

1 趣旨

長野県は、松本市内の新規陽性者が増加していることを受け、松本市、塩尻市及び安曇野市の感染警戒レベルを、レベル5に引き上げました。

今後、さらに気を引き締め警戒する必要があることから、改めて職員に対し、更なる感染防止のための取組みの徹底をお願いするものです。

2 勤務体制における取組み

特に本庁舎や大手事務所などの密状態になりやすい職場は、以下の取組みにより、毎日の出勤者を常時2割削減してください（当面の間、職員課へ報告することとします。）。

(1) 在宅勤務（在宅勤務・サテライトオフィス。対象は、正規職員のみ）

ア 各職場に配備されたタブレット型パソコンや在宅勤務用リモートアクセス接続回線の利用により、在宅勤務を実施してください。なお、9月5日まで松本市役所版夏季テレワーク・デイズを実施しておりますので、この期間中に1人最低1回在宅勤務を実施してください。

イ サテライトオフィスは、梓川支所、四賀支所及び情報創造館庁舎で実施できますので積極的な利用をお願いします。

(2) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてください。

(3) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(4) 夏季休暇及び年次有給休暇

積極的に取得し、リフレッシュを図ってください。

3 執務環境等における取組み

- (1) 庁内放送にかかわらず、常時換気を行うなど、各職場の執務室内の状況により、換気の回数を増やし、換気の徹底を図ってください。
- (2) 執務中は、常時マスクを着用してください。
- (3) 昼食時など、マスク未着用での会話は厳に慎んでください。
- (4) 会議は、可能な限りテレビ会議システムを活用することとし、出席者を集めての会議では、密にならないよう配慮してください。

4 出張に係る取組み

- (1) 市外への出張は真にやむを得ないものとしてください。
- (2) また、市内における出張は感染に十分留意し、対応してください。

5 私生活における取組み

- (1) 外出の際は慎重に行動するとともに、家庭内での感染対策を徹底してください。
- (2) 感染拡大地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、慎重に判断してください。
- (3) やむを得ず、往来又は家族が帰省する場合は、職場での報告の徹底をお願いします。
- (4) 原則、往来後の自宅待機の対応は行いませんが、これまで以上に体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、出勤せず早めの相談・受診をお願いします。
- (5) 往来後は、家庭内での感染予防にも努めてください。

6 会食に係る取組み

- (1) 密になりやすい大人数（5人以上）での会食は避け、2時間以内に留めてください。
- (2) これまで一緒に生活・勤務していなかった人との会食は、できるだけ控えてください。
- (3) 会食の際は、県が認証する「信州の安心なお店」など、新型コロナ対策を講じている飲食店を利用するとともに、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」を遵守してください。

7 感染時の対応

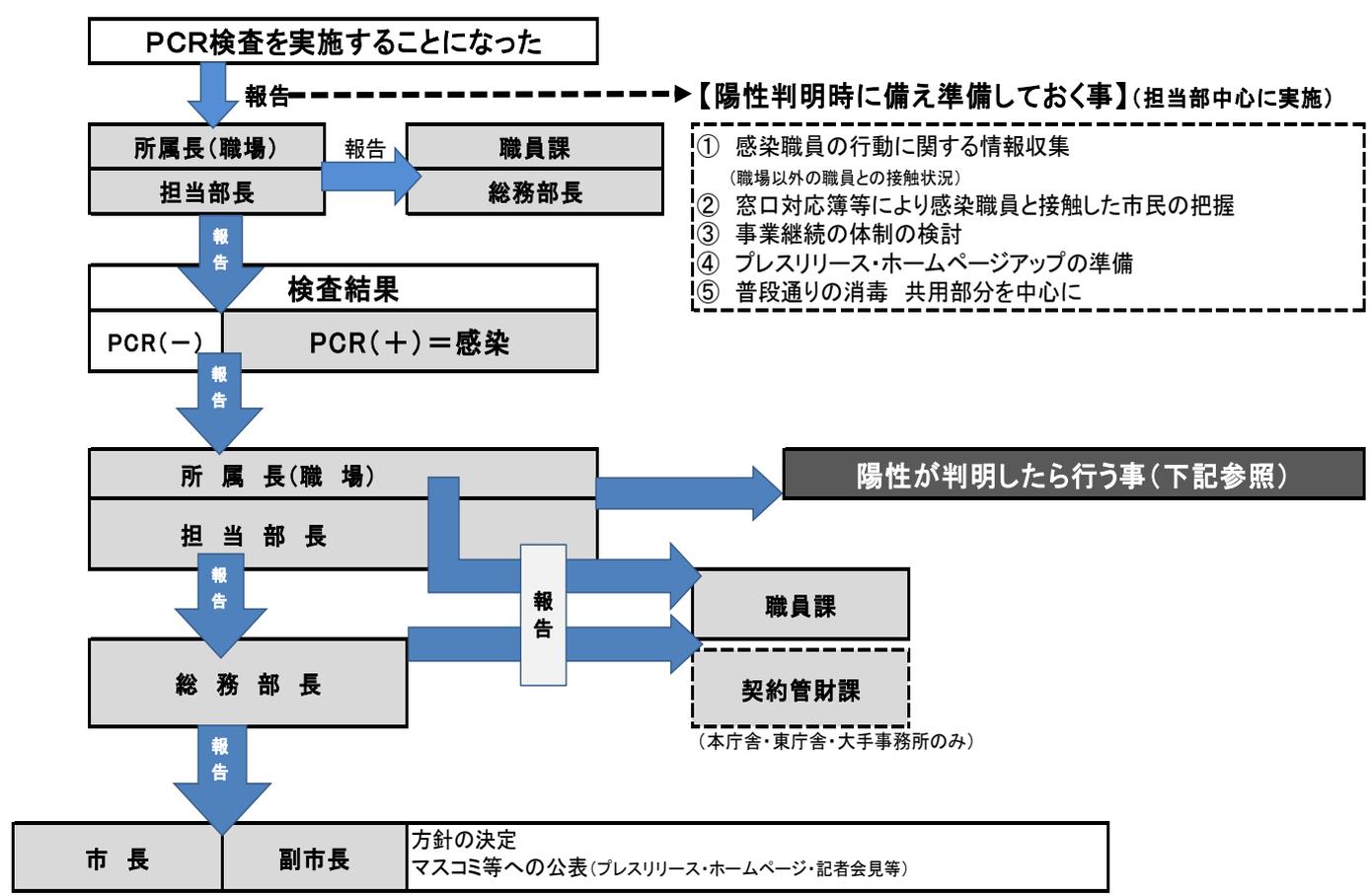
別紙のとおり（R3.1.12 更新）

8 今後の対応

取組内容は、市内における今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時見直します。

職員が感染した場合の報告及び対応

* 緊急事態として迅速に対応すること(夜間・休日にかかわらず)



- 【陽性判明時に備え準備しておく事】(担当部中心に実施)
- ① 感染職員の行動に関する情報収集 (職場以外の職員との接触状況)
 - ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
 - ③ 事業継続の体制の検討
 - ④ プレスリリース・ホームページアップの準備
 - ⑤ 普段通りの消毒 共用部分を中心に

陽性が判明したら行う事

* 保健所の調査結果により濃厚接触者特定 消毒個所、範囲の助言

【開庁時】感染職員の所属職場のフロア・施設の閉鎖
 (本庁・東庁舎・大手事務所の場合、状況により庁舎閉鎖)
 * 感染職員の出勤状況を確認の上(いつまで出勤していたか)

職員課(職員管理)

- ・保健所調査前の準備・協力 (接触者リスト準備・職員の健康状況確認)
- ・濃厚接触者の特定後、自宅待機者の範囲を決定→指示
- ・プレスリリースの対応等

広報課

プレスリリース・ホームページアップの調整

契約管財課(消毒関係) : 本庁舎・東庁舎・大手事務所のみ

- * 開庁の場合: フロア・施設の閉鎖→市民誘導
- ・庁内消毒手配・自衛防災隊防災責任班への協力要請
- ・保健所の助言に基づき消毒

所属課(感染職員職場)及び担当部 状況に応じ関係課(濃厚接触者となる可能性が高い職場)

- 【事前準備】
- ① 感染職員の行動に関する情報収集(職場以外の職員との接触状況)
 - ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
 - ③ 事業継続の体制の検討
 - ④ プレスリリース・ホームページアップ

+

職員への指示

【開庁日】職場での待機を指示(保健所からの指示あるまで)
 感染職員との接触状況を確認(職場聴き取り)←職員課
 【休日等】自宅待機等の指示(保健所からの指示あるまで)

必要に応じ消毒(保健所からの助言による)

松本新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
3. 8. 11
健康福祉部

新型コロナウイルスワクチン接種予約及び接種状況一覧

令和3年8月11日 現在
令和3年8月10日まで

単位:人

	対象者	予約開始日	1回目				2回目			
			予約中	接種済	合計	接種率 (予約中も含む)	未接種	接種済	合計	接種率 (未接種含まない)
65歳以上 (S32. 4. 1以前出生の方)	69,916	5月1日(土)	909	61,092	62,001	88.68%	1,472	59,620	61,092	85.27%
64歳～60歳 (S32. 4. 2～S37. 4. 1)	13,247	7月22日(木)	5,540	4,240	9,780	73.83%	933	3,307	4,240	24.96%
59歳～50歳 (S37. 4. 2～S47. 4. 1)	31,910	7月29日(木)	12,027	7,552	19,579	61.36%	1,911	5,641	7,552	17.68%
49歳～40歳 (S47. 4. 2～S57. 4. 1)	35,082	8月19日(木)	484	5,632	6,116	17.43%	1,370	4,262	5,632	12.15%
39歳～30歳 (S57. 4. 2～H4. 4. 1)	26,896	9月上旬予定	225	3,450	3,675	13.66%	845	2,605	3,450	9.69%
29歳～16歳 (H4. 4. 2～H18. 4. 1)	32,061	9月中旬予定	1,319	3,120	4,439	13.85%	1,090	2,030	3,120	6.33%
再掲18歳のみ (H15. 4. 2～H16. 4. 1)	2,212	8月5日(木)	815	60	875	39.56%	26	34	60	1.54%
15歳～12歳 (H18. 4. 2～接種日時点)	8,898	8月下旬予定								
合計	218,010		20,504	85,086	105,590		7,621	77,465	85,086	

※64歳以下16歳の基礎疾患を有する者については、6月27日(日)より予約開始

※予約中は、本市予約システムより。

※接種済は、VRSより。

※2回目未接種は、1回目接種済から2回目接種済を引いた数字